

○農林水産省
国土交通省
告示第九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年九月九日

総務大臣 新藤 義孝
農林水産大臣臨時代理
国土交通大臣 太田 昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対 地区

計画を策定し

計画の期間

					奄美群島	策実施地域 及びこれに 類する地区 の名称
鹿児島県大島郡与論町	鹿児島県大島郡和泊町	鹿児島県大島郡伊仙町	鹿児島県大島郡徳之島町	鹿児島県奄美市		
与論町長	和泊町長	伊仙町長	徳之島町長	奄美市長		た者
平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成二十五年六月一日から平成三十年三月三十一日まで		